

第 23 期漁調委だより （第 3 回）



令和 7 年 8 月 8 日
京都海区漁業調整委員会

《京都海区漁業調整委員会の開催結果》

1 開催期日

令和 7 年 7 月 29 日（火） 14：00～15：30

2 開催場所

宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 3 階研修室

3 審議事項

(1) 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能性について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、国からのくろまぐろ（小型魚、大型魚）の追加配分を受けて、各知事管理区分の漁獲可能性を変更するものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

変更後の漁獲可能性は下表のとおりです。

知事管理区分	小型魚（63.2 トン）	大型魚（50.6 トン）
京都府定置漁業	61.1t	42.0t
京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以西）	1.0t	3.5t
京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以東）	0.0t	4.0t
留保	1.1t	1.1t

(2) 特定水産資源（べにずわいがに日本海系群（知事許可水域））の漁獲可能量について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、べにずわいがにの令和7管理年度の知事管理漁獲可能量を定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

令和7管理年度の漁獲可能量は下表のとおりです。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
べにずわいがに日本海系群 （知事許可水域）	京都府べにずわいがに漁業	6,254 トンの内数

(3) 京都府資源管理方針の変更について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、京都府資源管理方針に、新たに、べにずわいがにの項目を追加するものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

(4) 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）【京都府】

京都府知事からの諮問について審議しました。この諮問は、①固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）、②手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）、及び③手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業）の制限措置等について定めるものです。

審議の結果、原案に異議のないことを議決、その旨を知事に答申することとなりました。

各知事許可漁業の制限措置等の内容は次頁のとおりです。

①固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）

申請すべき期間：令和7年9月1日～令和7年9月30日

許可の有効期間：3年間（令和7年11月1日～令和10年10月31日）

制限措置：下表のとおり

漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	3件
操業区域	公示のとおり
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市字小橋、字三浜に住所を有する者

②小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））

申請すべき期間：令和7年9月15日～令和7年10月15日

許可の有効期間：許可日から5年間

制限措置：下表のとおり

漁業種類	手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	28件
船舶の総トン数	5トン以下
操業区域	京共第1号～6号、8号、11号～12号、 14号～16号、19号、27号
漁業時期	公示のとおり
漁業を営む者の資格	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者

③小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））

申請すべき期間：令和7年11月1日～令和7年11月30日

許可の有効期間：5年間（令和8年1月1日～令和12年12月31日）

制限措置：次頁のとおり

漁業種類	自家用釣餌料びき網漁業
許可又は起業の認可をすべき漁業者等の数	13 隻
船舶の総トン数	5 トン以下
操業区域	京都府与謝郡伊根町青島灯台から京都府舞鶴市博奕岬灯台を見通した線以南の京都府沖合海面
漁業時期	周年
漁業を営む者の資格	京都府に住所を有する者

(5) 令和 7 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題について【事務局】

同会議に提出する議題について協議しました。今年度は、4 つの継続要望(①クロマグロの資源管理、②沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整、③ミニボート、水上バイクの安全対策、④定置網漁業の資源管理)を提出することを決議しました。

本議題については、同会議で議論された後、要望書としてまとめられ、来年度に中央省庁に提出されます。

4 その他

京都府から、令和 7 管理年度くろまぐろの漁獲等の状況について報告

5 お知らせ

次回委員会は、令和 7 年 9 月～11 月に開催予定

京都海区漁業調整委員会事務局（京都府水産事務所内）
〒626-0052
京都府宮津市字小田宿野 1029-3
TEL 0772-22-4438 FAX 0772-22-3289
メール kaiku-chousei@pref.kyoto.lg.jp

